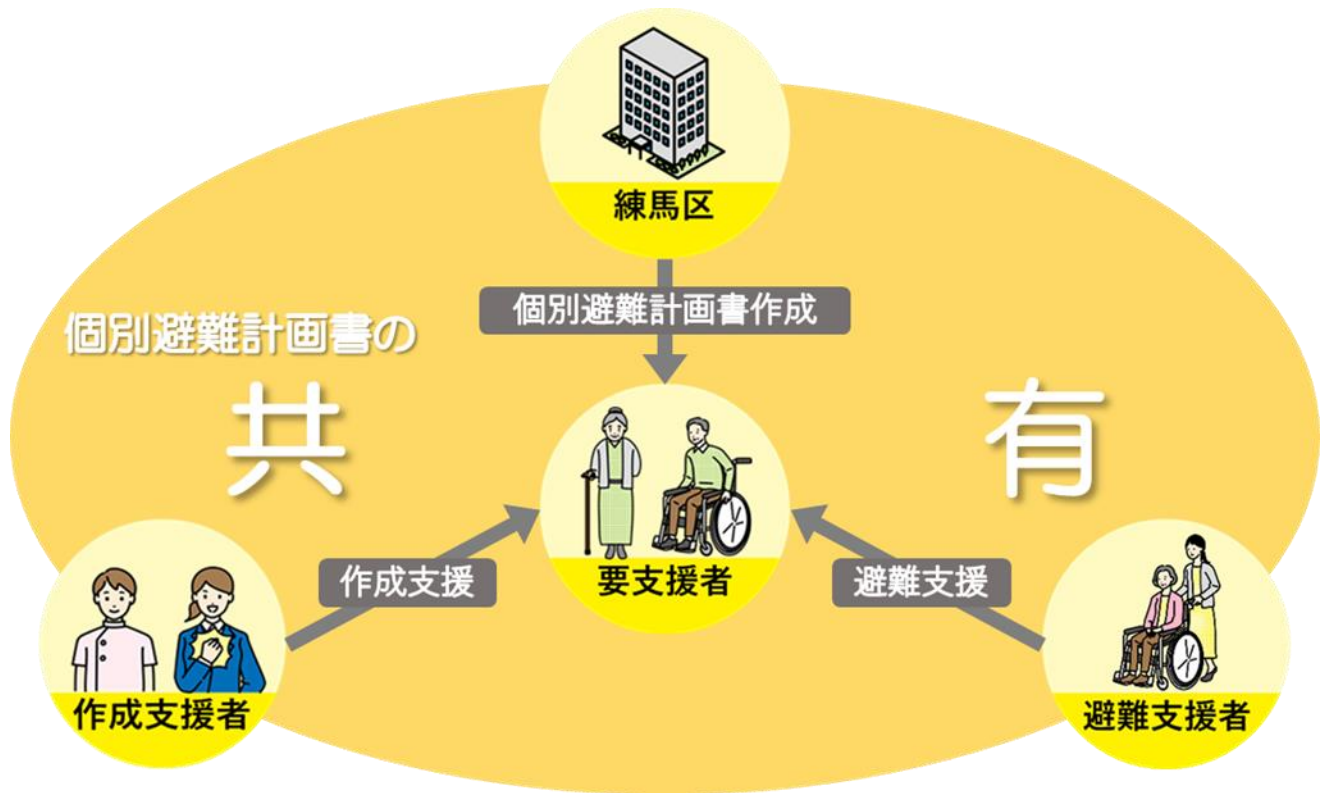


「どこへ」 「だれと」

災害に備えて、個別避難計画をつくろう



個別避難計画とは?

発災時に「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ決めておく計画です。ご自身で計画作成することが難しい方はケアマネジャーや相談支援専門員等に作成支援を依頼できます。個別避難計画を作成するためには、まず「避難行動要支援者名簿」への登録が必要です。「避難行動要支援者名簿」に登録されている方のうち、個別避難計画を作成することに同意する方のみ作成します。



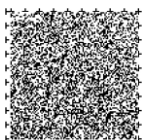
避難行動要支援者名簿とは?

発災時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々をあらかじめ登録しておく名簿です。災害時（震度5弱以上の地震が発生した時等）には、名簿に登録した情報を活用し、地域全体で要支援者の安否確認、避難支援を行います。

登録要件は以下の5つです。要件1～4に該当する方は、区で自動的に避難行動要支援者名簿に登録します。要件5に該当する方は自ら申請が必要となります。

避難行動要支援者名簿登録要件

1. 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳（1級～2級）をお持ちの方
3. 愛の手帳（1度～4度）をお持ちの方
4. 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
5. 上記に準ずる方で名簿登録を希望する方



発災時が不安…
支援してほしい



要支援者
が心配…

個別避難計画作成の流れ

避難行動要支援者名簿に登録

登録要件1～4に該当する方は、自動的に名簿に登録されます。
登録要件5に該当する方は、自ら申請が必要です。

個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿へ登録がされていない方は、個別避難計画を作成することはできません。登録要件1～4に該当する方は、郵送されてくる調査票に、要件5に該当する方は、区立施設で配布している申請書に、「どこへ」「だれと」避難するかを記載して区に提出をしてください。また、必要な方はケアマネジャーや相談支援専門員等に、個別避難計画の作成支援依頼ができます。

個別避難計画書の共有

区から要支援者本人へ、個別避難計画書を送付します。
要支援者本人から避難支援者へ、個別避難計画書をお渡しください。
※作成支援を依頼した場合は、作成支援者から本人と避難支援者へ、個別避難計画書をお渡しします。

発災時の活用

個別避難計画で定めた情報に基づき、
要支援者の安否確認、避難支援を行います。

お問い合わせ

練馬区 福祉部 管理課
福祉防災・システム係

TEL 03-5984-1337
FAX 03-5984-1214



練馬区HP 個別避難計画